

はじめに

柔道整復業は、大正9年按摩術取締規則の付則により取り締まりが行われ、昭和21年からは柔道整復術営業取締規則により規制されてきた。昭和22年には、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法として法制化された。その後、昭和45年に柔道整復師法が制定され現在に至っている。

柔道整復師の資格制度は、現行法律の下、都道府県知事免許として付与されてきたが、昭和63年の法改正に伴い、厚生労働大臣免許となっている。

柔道整復業は独占業務であるが、外科的手術や投薬は禁止されており、また、脱臼、骨折の患部に施術する場合は、応急処置を除き、医師の同意を必要としている。

1. 免許制度と免許試験制度

現在免許は、柔道整復師国家試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が付与している。柔道整復師国家試験は、大学に入学することができる者であることを入学資格とする文部科学大臣認定の学校又は厚生労働大臣認定の養成施設で3年以上修業した者でなければ受験できない。なお、当該国家試験事務並びに免許登録事務は、指定試験機関である公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施している。

国家試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、衛生学・公衆衛生学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学、リハビリテーション医学、柔道整復理論および関係法規となっている。また試験問題数は、一般問題200問と必修問題

30問より構成されている。

2. 卒前教育課程と卒後臨床教育

卒前の教育は、柔道整復師学校養成施設指定規則（文部科学省、厚生労働省合同省令）に基づき、基礎分野14単位、専門基礎分野32単位、専門分野39単位の合計85単位以上であることが定められており、3年以上の修学を必要としている。なお、専門分野の中には臨床実習を含むこと、単位の計算方法は大学設置基準の規定によるものとなっている。なお、専門基礎分野と専門分野において教授される科目ごとの標準教科書が公益社団法人全国柔道整復学校協会の監修により出版されており、広く利用されている。特筆すべき事項として、①専門基礎分野の中で臨床医学系科目の教授資格は医師以外は認められていないこと、②専門基礎分野の中で基礎医学系科目の教授資格は、医師、歯科医師、大学の当該科目の教員並びに特別支援学校の理療科の教員普通免許を有するものとしていること、③柔道整復師養成施設指導要領において卒業の判定に当たり、財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度などにより実技能力の審査が適正に行われており、また、その審査結果が記録・保存されていること、と規定されていることなどが挙げられる。特に③については、柔道整復師免許が都道府県知事免許の時代には実技試験が実施されていた経緯があり、厚生労働大臣免許に移行した後も認定実技審査制度として実技能力の評価を継続して実施していることは、他の医療職においても希少なことであり、実技能力の担保に力を注いできたことが伺われる。

卒後の教育は、従来、柔道整復施術所や医療機関などで研修を積むことが慣例となっていたが、明確な研修制度はなかった。平成15年以降は柔道整復師新規登録者数が急激に増大してきたこと

^{*1} Judo Therapist

^{*2} Ayumu Sakamoto 公益社団法人全国柔道整復学校協会会長

もあり、平成17年度より柔道整復師の総意と責任のもと、自主的に卒後臨床研修を実施してきた。この実施母体は公益財団法人柔道整復研修試験財団であり、業団体、学校養成施設がその運営に協力している。また、生涯学習は業団体を中心に関連学術団体ならびに柔道整復研修試験財団などで実施されている。

3. 教育機関

平成10年までは全国の柔道整復師養成施設数は14校であり、総入学定員も約1,000名程度であった。平成11年より新規開設される学校養成施設が増大し、現在では厚生労働省所管養成施設が93校、文部科学省所管の大学、短期大学が14校で合計107施設、総入学定員は8,760名となっている。ただし、急激な教育施設、入学定員の増加により定員充足率は70－80%程度となっている。

4. 柔道整復師の登録者数の推移

柔道整復師の新規登録者数は平成14年度まで毎年1,000名程度であったが、平成15年度以降は急激に増加し、平成24年度では5,142名となっている。なお、平成4年度の年度末登録者数は31,586名であるのに対し、平成24年度末では83,049名と約2.6倍となっている。

5. 昨今の教育状況など

元来、柔道整復師は地域の外傷患者の対応のための業務を中心としてきたが、現在は、従来の業務以外にも医療機関、特に整形外科領域や運動器リハビリテーションの場面では、多くの柔道整復師が人材として登用されている。また、介護現場においては、機能訓練指導員としても活用されており、スポーツ現場においては、いわゆるトレーナーとして活動の場を広げている。さらに最近では、リンパ浮腫療法士の認定などを受けているものもある。

このような背景もあり、卒前教育の中で新しい業務内容に対応するべく科目の設定や実践的教育も行われるようになってきた。卒後においても当該業務の資格取得のための講習会などが業団体を

中心に精力的に行われており、相当数の柔道整復師が受講しつつある。また、卒前教育の主力となる学校養成施設の専任教員の質についても、公益社団法人全国柔道整復学校協会が実施している教員研修会や各地域の専修学校各種学校協会の研修会など、いわゆるFDのための事業も充実し、昨今の医療教育の動向にも対応してきている。

柔道整復学に関連する学術団体のうち、日本柔道整復接骨医学会は会員数7,114名（平成25年6月時点）を有し、認定柔道整復師制度を設けている。この学会は、前身となる研究団体を母体とし、平成4年に創設され、その後10年を経て日本学術会議第7部予防医学・身体機能回復の分野に登録が認められ、現在は関連学術団体協議会にも参画している。柔道整復師の養成が大学でも行われるようになったこともあり、少しずつ学術団体としての質の向上も図られてきている。

文部科学省が実践的な職業教育の質向上を目的とした新しい施策を展開する中、平成25年8月に文部科学大臣認定である職業実践専門課程の申請にかかる告示がなされたことから、柔道整復師の卒前教育における今まで以上の実践的教育が各養成施設で行われていくことが期待される。また、教育の質保証の観点で、現在実施されている自己点検・自己評価ばかりでなく、第三者評価、専門課程別評価などについても議論が続けられている。この教育の質保証に関連する事項については、公益財団法人柔道整復研修試験財団、公益社団法人日本柔道整復師会、公益社団法人全国柔道整復学校協会、並びに日本柔道整復接骨医学会の4団体を中心に議論が進められており、NPO私立専門学校研究評価機構の協力を得ながら第三者評価の評価機関、内容など詳細に検討する段階となっている。